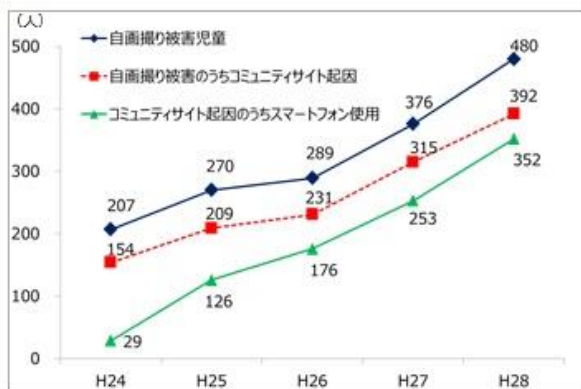


東京都青少年の健全な育成に関する条例の改正～

「自画撮り被害」防止に向けて～

裸の画像等を送らされてしまった子供がこんなにいます！

■ 自画撮り被害に遭った児童の推移



(出典：警察庁)

■ 自画撮り被害にあった児童の学識別割合



(出典：警察庁)

※「自画撮り被害」とは、だまされたり、脅されたりして 18 歳未満の子供が自分の裸体等を撮影させられたうえ、メール等で送られる被害のことです。

「SNS で親しくなった人を信じて裸の画像を送ったら、ネット上で公開されてしまった」、
「『画像をアップするぞ』とおどされ、呼び出されてひどい目にあった」ということも…

その被害は、中学生や高校生だけでなく小学生にまで…

裸の画像を求めることは悪いこと！

～東京都青少年の健全な育成に関する条例の主な改正内容～

改正東京都青少年の健全な育成に関する条例が施行され、青少年に裸の画像を不当に求めることが禁止されました。どんなに頼まれても送る必要はありません。

主な改正内容（平成 30 年 2 月 1 日施行）

- 自画撮り被害等の防止に向けた普及啓発や教育・相談等の施策を都の責務として規定
- **青少年のインターネット利用に伴う危険を回避するのに有益なアプリ等を都が推奨**
- 青少年に裸体等の「自画撮り画像」の提供を不当に求める行為の禁止（違反した場合は、30 万円以下の罰金）

自画撮り被害防止規定(改正条文一部抜粋)

(青少年に児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第18条の7 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

- 一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ（以下単に「児童ポルノ」という。）又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。次号において同じ。）の提供を行うように求めること。
- 二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めること。

東京都の施策・啓発活動

すぐに『こたエール』に相談を！

「裸の画像送って！」などと言われたら、相談窓口『こたエール』等にすぐに相談してください。

送ってしまった場合でも、流出を防ぐためには、ためらわずに相談を！

【東京都が運営する相談窓口】 [東京子どもネット・ケータイヘルプデスク「こたエール」](#)

子供たちに伝えてほしいこと

- ・ 自分の裸をスマートフォン等で安易に撮影したり、交際相手、友達等の親しい相手であっても、自分の裸の画像を送ったりすると、ネット上に画像が流出する危険があります。とりわけ、面識のない者（SNS等で知り合った相手）に対しては、特に注意。
- ・ デジタル写真は、コピーが容易であり、ひとたび写真がインターネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、すべて削除することが困難になります。
- ・ 裸の画像を求められた場合は、相談窓口等に相談しましょう。
- ・ 裸の画像を送ってしまった場合も、相談窓口へ。

【東京都が運営する相談窓口】 [東京子どもネット・ケータイヘルプデスク「こたエール」](#)

青少年の性被害等の防止対策講演会のご案内

東京都では青少年が自画撮り被害やJKビジネス等での性被害に遭わないようにするための防犯対策等を伝える講演会を実施しています。事務局までお問い合わせください。

大学生と考えるグループワーク

今年度より実施している「大学生と考えるグループワーク」にボランティアとして協力してくれた大学生に対し、大学生ファシリテーター感謝状を贈呈しました。

「自画撮り被害」防止啓発キャンペーン

平成 30 年 2 月 1 日（木）、渋谷駅前において都の職員、警視庁の警察官、渋谷区立中学校 3 校の生徒やボランティアの方々のほか、青少年・治安対策本部と警視庁それぞれのマスコット、「みまもりいぬ」と「ピーポくん」も参加し、各中学校で作成した標語を発表したあと、チラシなどを配りながら、被害防止を呼びかけました。



「自画撮り被害」防止にむけた全国への情報提供

平成 30 年 2 月 1 日（木）に内閣府主催で開催された平成 29 年度都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議にて、平成 30 年 2 月 1 日施行の東京都青少年健全育成条例の改正について当本部の健全育成担当課長より情報提供しました。

